

タイトル：独断専行の理事

< 質問 >

組合の総務役員が何事も三役会へかけずに業者へ見積もり請求、又来期の事業計画も審議されていないのに個人で業者を呼び見積もり請求など、三役会、理事会での進行全てが強権的発言の為に、他の役員の殆どが意見を言わない雰囲気の状態です。

理事長も温厚な性格、他の理事も右に倣えの組合運営になっています。

役員規約へ罰則などの細則はできないのでしょうか、管理会社へ確認しましたが無理なようです。

< 回答 >

まずは役員同士のコミュニケーションを深めましょう。役割分担を明確にする「理事会運営規定」を制定するのも有効です。

< 説明 >

積極的、あるいは熱心で行動的な理事は有り難い存在ですが、一方で独断的となると少し困ったことで、そのあたりは理事会の役員同士のコミュニケーションが大切になってきます。

この方の熱心さや積極さを買ってコミュニケーションを密に図られ、ご一緒に活動されることが、先ず第一歩の解決の糸口になるものと思われます。

今後の対策としては理事会の運営ルールを明確に規定する「理事会運営規定」を制定してはいかがでしょうか。

- 1．各理事の職務を明確にする。（見積り徴収は「渉外担当理事」など）
- 2．各理事の活動は理事会の承認（理事の過半数決議）を得て行う。

などの規定により、理事の独断専行を制止する方法です。

「理事会運営規定」は細則として、総会の普通決議で定めることができます。

マンション標準管理規約第40条（理事会）に

「理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い管理組合の業務を担当する。」

との規定があります。理事会が決定していないことを勝手に行動してもルール上では無効であり、規約違反ということなのですが、お付き合い上の関係で杓子定規に強く言いにくいというところですね。

* この文書の著作権はNPO集改センターに所属します。文書の無断での編集・転用を禁じます。